

「学校部活動の 地域クラブ活動への移行について」 ～保護者の方々へお伝えしたいこと～



山梨県教育庁保健体育課

保護者の方々へお伝えしたいこと



- ☑ **知っていただきたい・
理解していただきたいこと**
- ☑ **お願い・協力していただきたいこと**

少子化により学校部活動の**運営**が**困難**である

学校の働き方改革に対して、**教師が顧問を務める部活動の指導体制**はより**困難**になっている



休日の学校部活動を地域へ移行

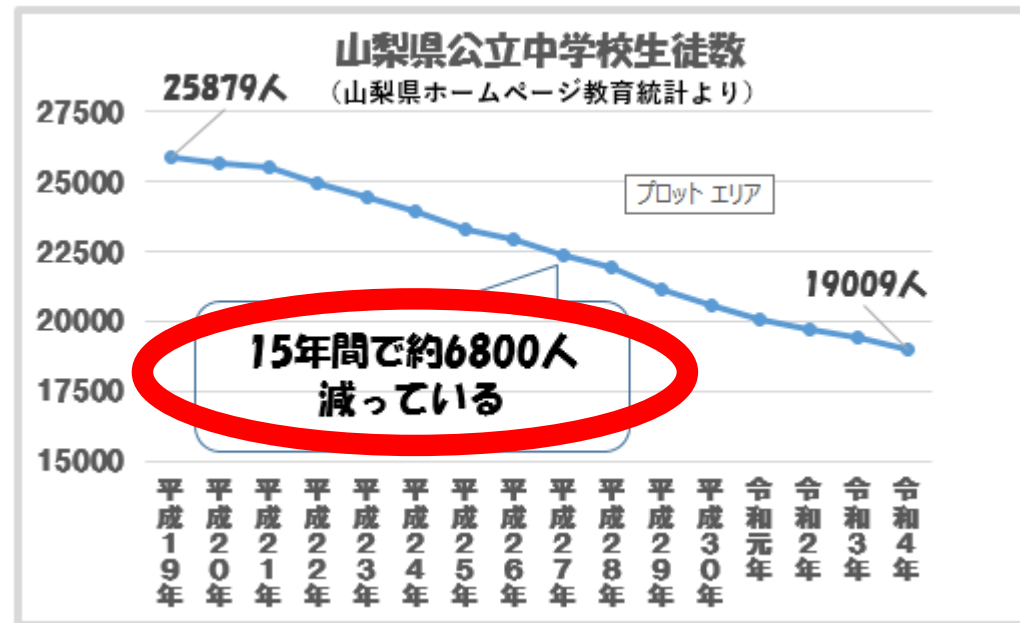
令和5年度から令和7年度までの3年間を「**改革推進期間**」

山梨県の現状・・・

少子化の影響で部員が減り、
チームの編成ができない

休部や廃部により、通学する学校に自分の
やりたい部活動が無い

このような学校が増えています！



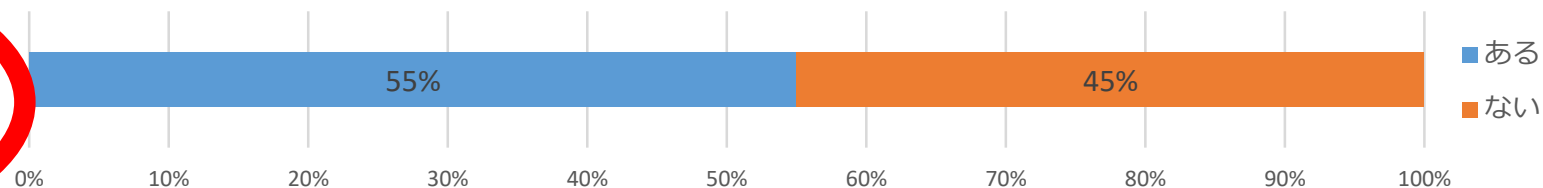
部活動に対する
子どもたちのニーズが
多様化しています



【多様なニーズの例】

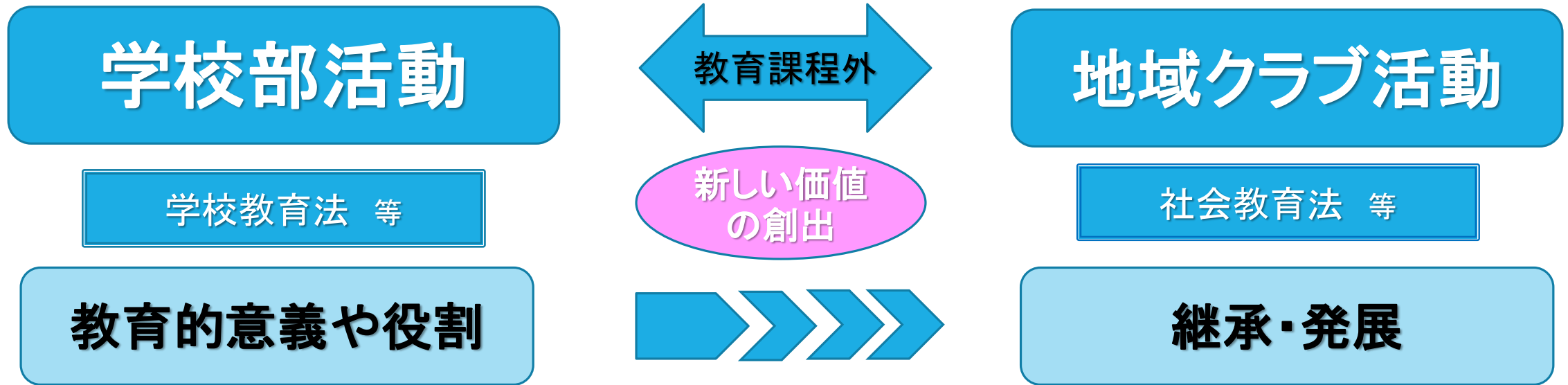
「楽しみたい」 「うまくなりたい」 「将来プロになりたい」
「自分のペースで活動したい」 「大会で結果を残したい」
「スポーツも文化活動もやりたい」

経験や指導歴のない部活動を
担当している先生が半数弱



担当している部活動について自分自身の経験や指導歴があるか (R3 山梨県小中学校体育連盟 調査統計部より)

「地域の子供たちは、 学校を含めた地域で育てる。」



生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なニーズに応じた環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指していく。

部活動改革が前へ進むためには・・・



大人の理解

大人の協力体制

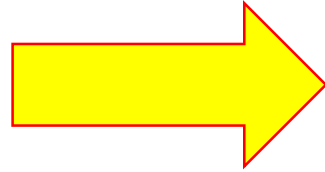
大人の意識改革

部活動の地域移行とは・・・

~~現状の部活のまま
指導者がかわるだけ~~

~~部活動の地域移行~~

学校部活動



地域クラブ活動へ移行

新たな

地域の実情に応じて
各市町村が準備を進めている

※市町村で対応できないものは近隣市町村や県と連携

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。**
- 部活動の地域移行に当たっては、「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。**」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。**

※ **I は中学生**を主な対象とし、**高校生も原則適用**。**II～IVは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める**

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから取り組み**、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が行きわたる体制など、**段階的な体制の整備を進める**
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

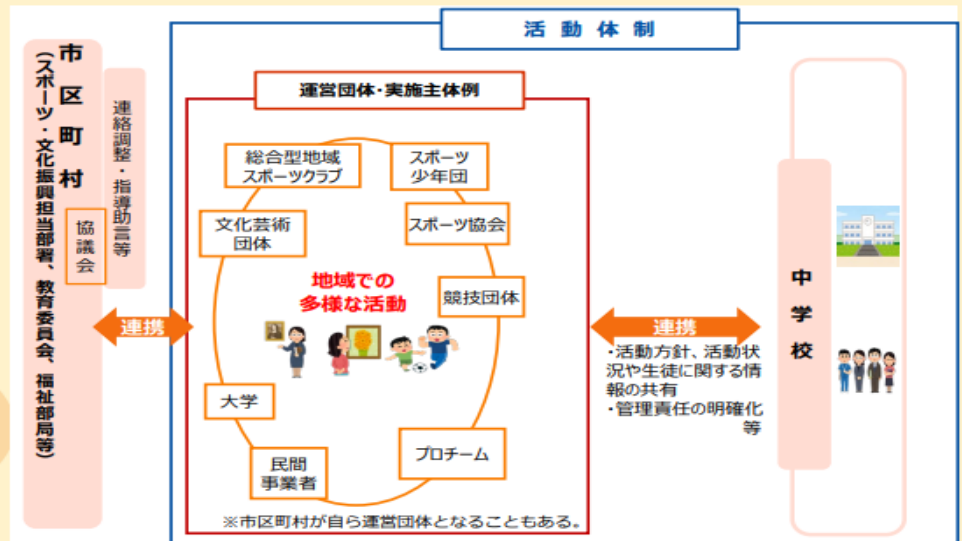
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



管轄

協議・決定等
機関

運営団体
(管理・責任主体)

・実施依頼
・実態把握
・指導助言

実施主体

学校部活動

市町村教育委員会

職員会議 等

各学校

責任者：校長
コーディネーター：教頭
事務担当：教頭、事務職

各学校の設置部活動

指導者：顧問の先生
外部指導者 等
事務作業：顧問の先生

各学校で担っていた運営や活動を地域へ移行

地域クラブ活動

市町村
(教育委員会)

協議会・検討会 等

・市町村
・総合型地域スポーツクラブ
・民間事業者 等

責任者：代表者
コーディネーター：総括Co 等
事務担当：会計年度職員 等

・市町村が設置する新たな活動
・既存のクラブ
・競技団体、文化芸術団体 等

指導者：地域の指導者
事務作業：地域の指導者
事務担当者 等

【参考】「学校部活動」と「地域クラブ活動」との区別

区分	学校部活動	地域クラブ活動
①運営団体・実施主体	学校・（各学校に設置されている部）	市町村、総合型地域スポーツクラブ スポーツ少年団、民間クラブ、市民団体等
②関係法令等	中学校学習指導要領（社会教育法）	社会教育法
③対象	自校生徒（合同チーム・拠点校も可）	原則として地域の児童・生徒
④主な指導者	教員、外部指導者、部活動指導員 （学校が正式に委嘱した）	地域スポーツ指導者、保護者、部活動指導員 外部指導者、退職教員、兼職兼業の教員等
⑤活動場所	学校等	学校、地域の公共施設、クラブの施設等
⑥費用	部活動費、保護者会費等	受益者負担、行政の補助等
⑦保険	日本スポーツ振興センター災害共済給付	運営団体でスポーツ安全保険等に参加 ※災害共済給付と同等の補償内容が望ましい
⑧責任の所在	学校（学校の管理下）	運営団体（学校の管理下外）
⑨その他	活動日や活動時間等については、国および県のガイドラインに準ずる	

《先生方にとって》

業務のスリム化が期待できる

部活動への負担や不安が解消できる

休日に自分や家族との時間が確保できる

希望すれば地域クラブ活動の指導ができる

Q&A



部活動が地域に移行したら、**保護者の負担**はどうなりますか？

地域クラブ活動への移行後は、学校の活動ではなくなるため、**運営担当者や指導者への謝金、会場使用料、保険料などの費用**がかかります。下図を見ていただき、御理解をお願いします。



これまでの 学校部活動



学校の先生

【顧問の先生の業務】

- ・練習計画作成
- ・指導、監督
- ・大会引率
- ・審判
- ・大会運営
- ・保護者への連絡など

【少ない費用負担で実施できているのは】

子どもたちの笑顔のために、わずかな手当と先生方のボランティアで支えているからです！

例えば・・・

- ・平日の勤務時間終了後、無報酬で部活業務
- ・未経験の種目でも勉強して指導に携わる
- ・ユニフォームや審判着の自費購入

これからの 地域クラブ活動

【必要な経費(例)】(一部)

・人件費

顧問の先生が担っていた業務をおこなう指導者や運営担当者への謝金

・保険料

学校で加入の保険は適用外。
地域クラブ活動時の保険に加入



指導者



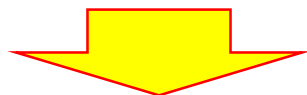
運営担当者

この改革の方向性と対応・・・

国

学校部活動を地域クラブ活動へ移行

令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」



令和8年度以降は・・・加速化する？



- ・子どもにとって**混乱の少ない**移行
- ・子どもの**選択(体験)**の幅を広げる
- ・**持続可能な「スポーツ・芸術文化」**環境整備



市町村

地域の実情に応じた
地域クラブ活動体制整備の実施

県

市町村の取組を
推進・支援・指導助言 等

前に進むには？

- ・ 制度の背景と理由を理解してもらう
(特に教員と保護者)
- ・ 変更後の長短両側面を伝える
- ・ 理解者と応援してくれる人を増やす
- ・ **失敗したらやり直せばいい**
(だれもやったことのない課題)
- ・ 推進組織の確立



トライ&エラー

成功するための最重要ポイント

- ・ 地域クラブの目的
(そもそもの部活動の目的)
- ・ 子どもたちにとってのスポーツ
文化芸術活動とは...
- ・ 子どもに部活動を返す
- ・ 専門的指導 < 活動の場の確保



大人(特に保護者と指導者)の理解が大切



変えていいもの いけないもの
変えなきゃいけないもの がある

新たなスポーツ・文化芸術環境整備を推進するための「肝」



子どもファースト（センター）

当事者意識と意欲

諸課題への対応と前進

変えていいもの いけないもの 変えなきゃいけないもの がある

①変えなきゃいけないもの（こと）

⇒ 古い伝統の保守的意識、大人の都合優先（勝利や経済）等

②変えていけないもの（こと）

⇒ 子どもファースト(センター)、部活動の教育的意義や役割 等

③変えていいもの（こと）

⇒ スポーツや文化活動の目的や考え方、指導体制、指導方法 等



市民の方



市外の方



事業者の方



組織から探す



手続きから探す



施設を探す



観光・イベント



お問い合わせ

Google 提供



現在の位置

[ホーム](#) > [組織のご案内](#) > [生涯学習課](#) > [スポーツ振興担当](#) > 都留市中学校部活動の地域連携・地域移行について

都留市中学校部活動の地域連携・地域移行について

スポーツ振興担当

更新日：2023年06月29日



[第1回都留市地域クラブ活動推進協議会](#)



[第2回都留市地域クラブ活動推進協議会](#)



[中学校部活動の地域移行について（チラシ）](#)



[県「休日の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行」についての啓発資料](#)



[第3回都留市地域クラブ活動推進協議会](#)



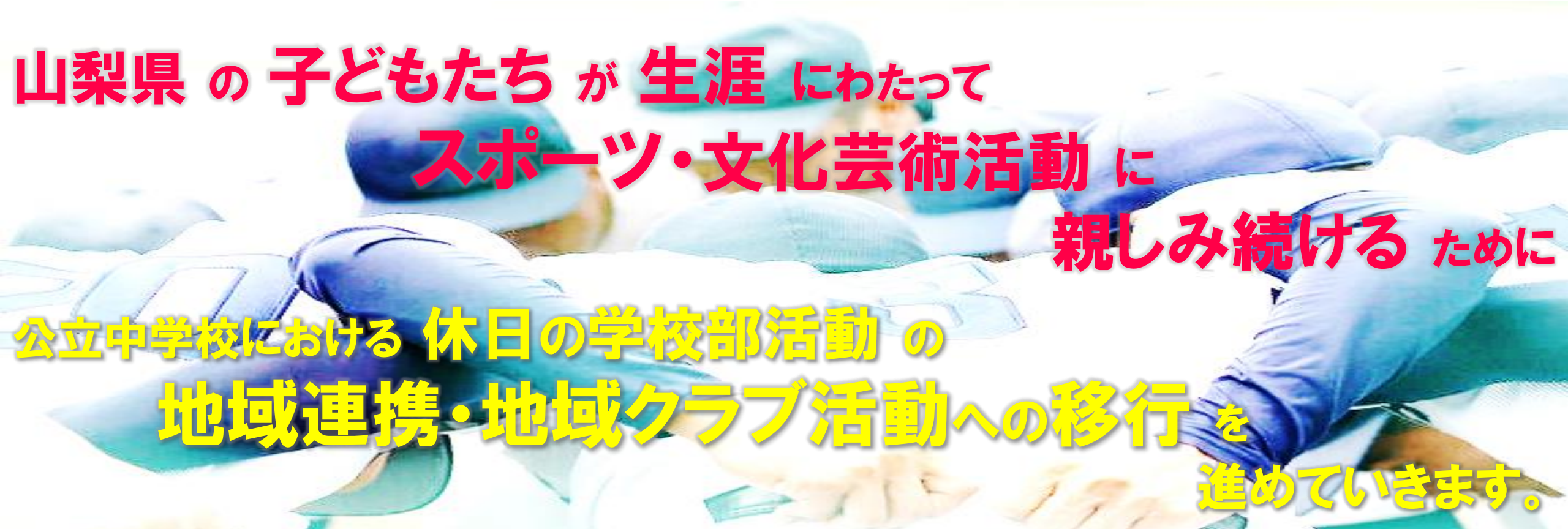
[休日部活動の地域クラブ活動への移行についてNo.2](#)

▶ [スポーツ関連施設](#)

▶ [スポーツ教室・イベント情報](#)

▶ [スポーツ施設の使用申請・使用方法](#)

▶ [都留市体育施設利用ガイドラインの廃止について](#)



山梨県の子どもたちが生涯にわたって
スポーツ・文化芸術活動に
親しみ続けるために
公立中学校における 休日の学校部活動の
地域連携・地域クラブ活動への移行を進めていきます。

大きなスポーツ・文化改革であり、大きな学校改革になります。
このような状況だからこそ「チーム山梨」で取り組んでいきたい
と考えています。

みなさまの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。